

平成29年6月

# 篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：6月8日(木)～16日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	8	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> </ul>
第2日	6	9	金	考 案 日		
第3日	6	10	土	休 会		閉 庁
第4日	6	11	日	休 会		閉 庁
第5日	6	12	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	13	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	14	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	15	木	予 備 日		
第9日	6	16	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成29年6月8日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第25号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第6, 議案第26号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第7, 議案第27号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第8, 議案第28号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第29号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第10, 議案第30号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第11, 議案第31号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第12, 議案第32号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第13, 議案第33号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第14, 議案第34号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第15, 議案第35号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第16, 議案第36号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第17, 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
22	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
23	専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて〕	文教厚生 常任委員会
24	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて〕	予算 特別委員会
38	篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について	文教厚生 常任委員会
39	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
40	篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
41	平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
42	平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に ついて	予算 特別委員会
43	平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
44	平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正 予算(第1号)について	予算 特別委員会
45	平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会
46	平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会

# 平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成29年6月12日(月) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	1番	古屋 宏治	議員
2.	2番	田辺 弘之	議員
3.	7番	横山 久義	議員
4.	12番	荒牧 泰範	議員

# 平成29年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成29年6月16日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)  
[篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第2, 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)  
[篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
- 第3, 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)  
[平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について]
- 第4, 議案第38号 篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について
- 第5, 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第40号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第41号 平成29年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第8, 議案第42号 平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第9, 議案第43号 平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第10, 議案第44号 平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第45号 平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第46号 平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第13, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成29年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月8日(開会)

平成29年 第2回 定例会 会議録

日時 平成29年6月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

4番 山 田 眞 士

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	久 芳 良 行
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	岡 部 禎

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		



開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、山田 眞士 議員が病休のため欠席ですが、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

ただいまから、平成29年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番 横山 久義 議員、8番 大楠 英志 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日より6月16日までの9日間に決定しました。

日程第3、「議案の上程」を行います。

本定例会に提出されております議案は、議案第22号から議案第46号までの25議案でございます。

それでは、議案第22号から議案第46号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成29年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

麦刈りも終わり、平地でも田植えが始まりました。梅雨のまとまった雨が待たれる6月上旬でございます。町の至る所で見える紫陽花も、次のひと雨で大きく花開く気配でございます。とはいえ、今年も集中豪雨だけは降りませんようにと、皆様と共に願うばかりでございます。

それでは、提案理由の説明に入ります前に、平成29年第1回定例会以降の諸情勢の報告をいたします。

平成29年度も、私は篠栗町長として、いくつかの対外的な役職を務めております。須恵町外二ヶ町清掃施設組合組合長、福岡県町村会理事、全国森林セラピー基地ネットワーク会議会長をはじめ、福岡都市圏広域行政事業組合副管理者、ダム・発電関係市町村全国協議会福岡支部長、公有林野所在地自治体協議会福岡支部代表、地域から森里川海のつながりの回復に取り組む首長の会幹事等でございます。与えられた役職につきましましては、しっかりとその職務を全うする所存でございますが、軸足はしっかりと町政運営に置いてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

5月22日（月曜日）に、「平成29年度まちづくり住民説明会」を開催いたしました。「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践を中心に、平成28年度の事業報告と平成29年度に取り組む事業等についての説明が主な内容でございます。

その中で、いよいよ篠栗町駅東側自由通路の建設工事に着手することを報告いたしました。約1年半の間、役場駐車場、駐輪場の使用が制限されることをお知らせし、6月1日から工事がスタートしたところでございます。様々な方法で周知しておりますが、議員の皆様へのお問い合わせも多々あろうかと存じます。その際は、よろしくご説明をお願いいたします。

篠栗北地区産業団地整備計画におきましては、いよいよ予定地内の立木伐採に取り掛かり、年度中には造成工事がスタートすることも説明いたしました。この件も、工事が本格的にスタートする際には、近隣行政区をはじめ関係各方面に十分に工事の内容、期間等をご説明し、安心していただけるよう配慮したいと考えております。

また、5月30日に、平成29年度第1回篠栗町青少年健全育成推進協議会を開催いたしました。この会は、青少年に社会の温かいまなざしや心がいきわたり、豊かな心が育まれるまちをめざす住民総参加の協議会で、校区ごとのコミュニティーや各種団体がそれぞれの立場から、次代を担う青少年と共に歩む活動を展開しているものでございます。

昨年度から全町運動として「あいさつ運動」を展開しているところでございますが、本年度は毎月15日を「あいさつ・ゴミ0クリーン」運動の日と設定し、さらに厚みを増した運動を展開していくことを決議いたしました。議会におかれましても、さらなる関心をお持ちいただきまして、運動推進の後押しをしていただきます

ようよろしくお願いいたします。

最後に、行政運営に関し、いくつかの不手際があり、議会・住民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

まず1点目は、「町営住宅家賃算定における誤りについて」でございます。

平成29年度の家賃算定をするにあたり、算定根拠の確認中に平成17年度以降の町営住宅の家賃設定に誤りがあり、63世帯の住民の皆様に対し、過大徴収をしていたことが判明いたしました。議員の皆様には、平成29年第1回定例会の全員協議会において詳細をご説明し、本定例会において還付金についての補正予算審議をお願いすることとしております。

2点目は、「後期高齢者医療保険の軽減誤りによる過大・過少徴収について」、本町でも3世帯の方が対象となり、更正処理をいたしました。厚生労働省における保険料計算システムの設定に誤りがあったためではございますが、町民の皆様にご迷惑をおかけする事態となりました。また、国民健康保険におきましても、同様の誤りが8世帯ありまして、更正処理を行ったところでございます。詳細は本日の全員協議会において、ご報告いたします。

3点目は、6月2日に教育委員会が開催いたしました、「平成29年度篠栗町小中学校ランドデザイン説明会」において、配布した資料の名簿に構成委員でございます議会文教厚生委員のお名前のおひとりをご記載漏れしていた件でございます。私は町長として毎回の議会の挨拶において、「行政運営の両輪として議会の皆様のご指導、ご協力をお願いいたします。」と申し上げてまいりました。また、日ごろから職員に対しても、議会に対する敬意と議会との連携を厳しく指導してきたつもりでございましたが、こうした事態を引き起こしましたことを大変申しわけなく思います。心からお詫び申し上げます。

今後かかることのないよう、教育長はじめ教育委員会部局のみならず、町長部局におきましても、役職員の気を引き締めて仕事に臨むよう指導してまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、各課における事務処理についても、上位法をきちんと理解し、また福岡県の指導をしっかりと受けながら、曖昧な処理によって住民の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう改善に努めます。大変申しわけございませんでした。

私は、昨年から申し上げてきたように、住民の皆様との対話を大切にして、篠栗町の自治の発展に向けて邁進する所存でございます。議会におかれましても、これまでと同様、町民の皆様との対話を重視いただき、さらに開かれた篠栗町議会を目

指していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第22号から議案第46号までの25議案について説明いたします。

議案第22号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。

本議案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、篠栗町税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、1点目として、軽自動車税について、グリーン化特例制度の適用期間を平成31年3月31日まで延長するとともに、消費税の増税に伴い、環境性能割及び種別割の二つの税目を創設するものであります。

2点目として、法人住民税について、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%に引き下げるものであります。

3点目として、固定資産税の税負担軽減措置である、いわゆる「わが町特例」について、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育事業費等の用に直接供する家屋及び償却資産及び緑地管理機構が設置・管理する公開緑地の用に供する土地について条例化するものであります。

議案第23号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」であります。

本議案は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する「所得判定基準」について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の基準については5,000円、2割軽減の基準については1万円引き上げるものでございます。

議案第24号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

本議案は、平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、平成28年度の同会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成29年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億2,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億828万6,000円とするものであります。

議案第25号から議案第36号までの12議案は、「篠栗町農業委員会委員の任命について」であります。

本議案は、現農業委員会委員が平成29年7月19日をもって任期満了となるため、次期農業委員会委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

当該委員の選出に当たっては、平成29年3月1日から3月31日までの1月間を募集期間とし、その間に農業者団体等による推薦又は自ら応募された12名全員について「篠栗町農業委員会の委員選任に関する規則」及び「篠栗町農業委員会委員候補者選考委員会規程」に基づき選考が実施され、「農業委員会委員として適当であると認められる」との意見も得ております。

議案第37号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員の郡嶋正弘氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

議案第38号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の制定について」であります。

本議案は、児童館設置条例等に基づき実施する児童館での放課後児童クラブに加え、篠栗町立小中学校管理規則に規定する休業日において、休業日拡大放課後児童クラブを設置するにあたり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第39号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事院規則が改正され、所要の措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、「養育里親」と「養子縁組里親」が法定化されたことにより、引用している条文の改正を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する「育児休業承認」、「育児休業期間の延長」及び「育児短時間機関の承認」

に関して条例委員に委任されている特別な事業として、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を認めるものであります。

議案第40号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、町立児童館の管理及び運営に関する事項を追加し、法人等への運営の委託についての要件を明確化するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、「平成29年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について」であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,545万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ96億6,673万5,000円とするものであります。

まず、歳入につきまして、増額の主なものといたしましては、地方交付税のうち普通交付税 1,768万2,000円、県支出金のうち耐震改修促進事業補助金 120万円、諸収入のうち宝くじ助成事業補助金 252万2,000円、町債のうち緊急防災・減災事業債 450万円などを追加するものであります。

減額の主なものといたしましては、諸収入のうちコミュニティ助成事業補助金減額の440万円、町債のうち自然災害防止事業債 減額5,000万円、防災基盤整備事業債 減額の340万円などがございます。

次に、歳出につきましては、増額の主なものといたしましては、民生費において児童館費といたしまして（拡大放課後児童クラブ事業費）71万円、商工費におきまして商工総務費といたしまして（商工会プレミアム付商品券事業補助金）300万円、土木費において都市計画総務費といたしまして（耐震改修促進事業補助金）120万円、町営住宅管理費といたしまして（町営住宅使用料過誤納付還付金）1,036万8,000円、他会計繰出金において国民健康保険特別会計繰出金 407万1,000円、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計繰出金 1,511万1,000円、その他人事異動等による人件費 762万1,000円などを追加するものでございます。

減額の主なものといたしましては、土木費において河川費といたしまして（尾仲乙犬地区水路改修工事）減額5,000万円。これは、都市整備課で実施予定であった同工事を上下水道課で実施することとしたことによる予算の組み替えでございます。教育費において社会教育総務費といたしまして（コミュニティ助成事業補助金）減額440万円、他会計繰出金において後期高齢者医療特別会計繰出金 減額

334万1,000円などがございます。

次に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合の水槽付き消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の整備、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に伴う粕屋南部消防組合分担金（平成28年度同意債元利償還金）について、期間を平成29年度から平成33年度までとし、限度額1,318万7,000円の債務負担行為を行うものがございます。

また、地方債につきましては、緊急防災・減災事業債450万円を追加し、自然災害防止事業債及び防災基盤整備事業債を廃止するものであります。

議案第42号は、「平成29年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

本議案は、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ407万1,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億1,235万7,000円とするものであります。

議案第43号は、「平成29年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ334万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億782万7,000円とするものであります。

議案第44号は、「平成29年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、造成地の樹木伐採・準備工事・防災工事並びに造成工事の本年度分と雨水排水路となる津波黒地区水路保護のための測量・地質調査等の費用を補正するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億778万9,000円増額し、予算の総額をそれぞれ6億7,299万2,000円とするものであります。

議案第45号は、「平成29年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、人件費及び建設改良費・企業債の補正により、

第3条 収益的収入及び支出において、支出に355万7,000円を減額し、収益的支出の総額を8億2,556万円とするものであります。

第4条 資本的収入及び支出において、支出に5,000万円を追加し、資本的支出の総額を5億9,206万5,000円とする。

収入に5,000万円を追加し、資本的収入の総額を4億6,320万1,000

円とするものであります。

議案第46号は、「平成29年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」でございます。

本議案は、人件費の補正により、

第3条 収益的収入及び支出において、支出に5万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億300万6,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第22号から議案第46号までの25議案を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第25号から議案第37号までは人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

次に、議案第22号と議案第23号、及び議案第38号から議案第40号までの5議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

また、議案第24号と議案第41号から議案第46号までの補正予算7議案については、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員、副委員長は、6番 今長谷 武和 議員です。

最後に、報告第3号規則は、所管の常任委員会での報告を受けていただき、報告第4号から報告第7号までの4件については、14日の予算審査終了後に全員で報



告を受けたいと思います。

日程第 5、議案第 25 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここでお諮りします。

「日程第 5、議案第 25 号」から「日程第 16、議案 36 号」までの 12 議案については、関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし、12 議案一括して説明を受け、採決については、1 議案ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

従いまして、議案第 25 号から議案第 36 号までの 12 議案を一括議題といたします。

12 議案一括して、栗原産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 議案第 25 号から議案第 36 号までの「農業委員の任命同意の議案について」ご説明をいたします前に、農業委員の選出方法が変更となったことについてご説明いたします。

農業委員は、これまで公選制により選出されていましたが、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました改正後の農業委員会等に関する法律により、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。

よって、今回議案の同意を伺うものです。

それでは、ご説明いたします。

議案第 25 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住所；糟屋郡篠栗町大字和田 7 4 5 番地

氏名；松田 護

生年月日；昭和 26 年 1 月 2 日

平成 29 年 6 月 8 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

現農業委員会委員の任期が、平成 29 年 7 月 19 日をもって満了となるため。

履歴等につきましては、次ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、議案第26号から議案第36号までは、同じ篠栗町農業委員会委員の任命についての案件でございますので、議案番号、住所、氏名、生年月日についてのみご説明いたします。

議案第26号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲38番地72 サンコーポラス501号

氏名；三代 由美子

生年月日；昭和38年5月11日

議案第27号

住所；糟屋郡篠栗町大字高田348番地

氏名；藤 勝徳

生年月日；昭和24年6月19日

議案第28号

住所；糟屋郡篠栗町大字乙犬32番地2

氏名；関 寛仁

生年月日；昭和26年1月28日

議案第29号

住所；糟屋郡篠栗町大字津波黒634番地1

氏名；城戸 一寿

生年月日；昭和23年2月1日

議案第30号

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗2952番地1

氏名；岡部 秀美

生年月日；昭和24年11月9日

議案第31号

住所；糟屋郡篠栗町大字萩尾827番地

氏名；萩尾 由紀子

生年月日；昭和30年1月2日

議案第32号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲1086番地1

氏名；鷹巢 礼子

生年月日；昭和30年9月26日

議案第33号

住所；糟屋郡篠栗町大字萩尾 2 0 1 番地 1

氏名；呑山 辰巳

生年月日；昭和 1 6 年 8 月 1 2 日

議案第 3 4 号

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗 4 2 7 9 番地

氏名；藤 憲作

生年月日；昭和 2 4 年 1 1 月 2 日

議案第 3 5 号

住所；糟屋郡篠栗町大字尾仲 7 9 5 番地 1

氏名；古屋 英昭

生年月日；昭和 2 4 年 6 月 6 日

議案第 3 6 号

住所；糟屋郡篠栗町大字金出 3 4 7 1 番地

氏名；藤 好信

生年月日；昭和 2 1 年 7 月 2 0 日

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております 1 2 議案は、人事案件でございますので、討論を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め、これより採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 2 5 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 2 5 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 2 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第27号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第28号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第29号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第30号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第31号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案31号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第12、議案第32号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方のご起立を願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 3、議案第 3 3 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 3 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 4、議案第 3 4 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 5、議案第 3 5 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 5 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 6、議案第 3 6 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」、本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第 1 7、議案第 3 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を井上福祉課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（井上 勝則） それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第 3 7 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

住所；糟屋郡篠栗町大字篠栗 4 7 1 6 番地 5

氏名；郡嶋 正弘

生年月日；昭和 1 9 年 9 月 2 2 日

平成 2 9 年 6 月 8 日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が、平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものです。

履歴書につきまして、次ページに記載していますのでご参照お願いいたします。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方はご起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これを持ちまして散会といたします。

散会 午前 10 時 39 分